



令和8年4月

No.114



神安土地改良区
 大阪府茨木市双葉町12番22号
 発行人：理事長 小西 要
 TEL(072)634-2551 FAX(072)635-9973
 E-mail: info@shin-an.org
 ホームページ: http://shin-an.org

令和7年10月23日時点

令和7年12月末現在
 地区面積：384.3ha
 組合員数：2,103人



事務所棟竣工



竣工式

目 次

- 第76回通常総代会開会挨拶 1~2
- 第76回通常総代会来賓挨拶 3
- 第76回通常総代会開催 4
- 令和7年度収支補正予算 5
- 令和7年度事業担当理事・監事合同現場視察 ... 5~6
- 令和7年度事業主な工事・業務の概要について ... 7~10
- 令和8年度当初予算 11
- 令和8年度 主な事業予定 12
- 土地改良区からのお願い 13
- 令和8年度組合費賦課・決済金について 14
- 令和8年度事務局組織図 15
- 21世紀土地改良区創造運動活動 16~17
- 令和9年度職員募集について 17

第76回 通常総代会開会挨拶

理事長 小西 要



皆様こんにちは。本日は第76回通常総代会を開催させていただきましたところ、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ち、一言ごあいさつ申し上げます。

平素は本区の事業推進にあたり格段のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本日の通常総代会開催に際し、全国水土里ネット会長会議顧問で、参議院議員の進藤金日子様よりメッセージを頂戴しております。

会場入り口に掲示しておりますので、後ほどご覧ください。

今年は年明けから厳しい寒さとなりましたが、ここ数日は少しずつ暖かくなり、春らしさを感じられる頃となりました。

先日開催されました冬季オリンピックが閉幕し、選手たちの熱い戦いの中、日本は過去最多の24個のメダルを獲得しました。若い世代の選手の活躍により、私どもに感動を与えてくれました。

今、農業を取り巻く環境は益々厳しいものとなっておりますが、我々農家も若い人たちに負けず、この貴重な農空間を次の世代に残すよう、弛まぬ努力をしていかなければならないと、強く感じたところでございます。

さて、本日ご審議をお願い申し上げます案件は、報告事項14件、報告承認事項2件、審議事項18件と、膨大な数の案件でございます。

本総代会提出議案の作成につきましては、各担当理事会を経て、昨年12月12日ならびに本年2月13日開催の理事会におきまして慎重に審議を重ね、執行機関として作成いたしましたのでございます。

総代各位には十二分にご検討を賜り、議決機関として、厳正なるご批判と公正なるご意見を仰ぎ、各議案に対するご賛同を賜りますれば幸甚でございます。ここで、皆様方に貴重なお時間をいただき、諸般の報告と令和8年度に処する所信を申し述べさせていただきます。

第1点目は、定款の一部改正でございます。令和7年4月の改正土地改良法におきまして、解散等にかかる土地改良区の残余財産は、地方公共団体や他の土地改良区、認可地縁団体

等に帰属させ、解散後の施設の維持管理費に充当させるよう、改正がなされました。

第2点目は、施設整備計画の改訂でございます。令和3年3月に改訂を致しましたが、短期的な見直しを5年ごとに行っており、特に老朽化の著しいものや重要な施設を中心に整備計画を見直しております。

第3点目は、摂津市農業委員会委員の団体推薦についてでございます。改正農業委員会法施行日以降の団体推薦については、高槻市および茨木市では推薦枠はございませんが、摂津市におきましては団体推薦枠がございます。本区としましても、地域農業発展のため組合員の1名を推薦しているところでございますが、令和8年7月の改選について摂津市域の役員の方々でご協議いただきました結果、摂津市味生地区選出の増田俊明総代を推薦させていただくこととなりましたので、ご報告させていただきます。

最後になりましたが、この後、令和7年度補正予算、令和8年度予算ほか、膨大な数の案件についてご審議をいただきますが、それぞれについては事務局から補足説明をいたさせます。

総代各位には、新年度に向けて皆様方の忌憚のないご意見を頂戴致しまして、本土地改良区の事業運営を確実なものにして参りたいと思います。よろしくご検討賜りますようお願いを申し上げますとともに、総代会議長におかれましては、円滑な議事進行をお願いしまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

第76回 通常総代会 来賓挨拶

大阪府北部農と緑の総合事務所

所長 寺田 和弘



本日は、第76回神安土地改良区通常総代会のご開催、誠にとおめ
でとうございます。

皆様におかれましては、日頃から土地改良施設の維持管理にご
尽力されていることに敬意を表しますとともに、大阪府の農業施策、
とりわけ農空間整備事業の推進に、格別のご理解ご協力を賜り、誠
にありがとうございます。この場をお借りいたしまして、厚くお礼申
し上げます。

さて、近年、気候変動等の影響、少子高齢化による担い手の減少など農業を取り巻く環境
は、大きく変化しています。

また、先週末の米国のイラン攻撃など国際情勢の不安定化により、食料の安全保障の確
立はますます重要性を増しています。

健全な地域社会、食の安定供給を維持していくには、継続した農業生産、農業者の収益力
を高めていくことが必要不可欠です。

現在、令和6年度中に策定いただいた地域計画の実現に向けご尽力いただいているところ
ですが、地域社会・農業を守り、次世代に繋いでいく取組を進めていくためには、現場の課
題を十分に把握されている土地改良区、市町、並びに関係者の皆様とこれまで以上に連携を
深めて取り組んでいくことが重要と考えております。引き続きご支援、ご協力をよろしく願
いいたします。

一方で、昨年は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした大阪・関西万博が開催
されるという明るい話題もありました。

開催期間中は、国内外から2900万人を超える方々にご来場いただき会場内のイベントを通
じて、大阪農業を知っていただく絶好の機会になりました。大阪府では、この万博のインパ
クトを最大限に生かしさらに大阪産(もん)や農空間の魅力を広く発信していくとともに力強い
大阪農業の実現に向けた取り組みをしっかりと進めてまいります。

神安土地改良区の皆様におかれましても、今後ともご支援、ご協力を賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

結びに、神安土地改良区の益々のご発展と、本日お集まりの皆様のご健勝、ご多幸を祈念
いたしまして、あいさつとさせていただきます。

◇ 第76回 通常総代会開催 ◇

令和8年3月2日、本区会議室において、第76回通常総代会を開催し、審議事項がすべて原案どおり承認・可決されました。

◎ 報告事項

1. 一般主要事務報告について
2. 令和7年度定期監査(第2・第3四半期)の報告について
3. 令和7年度事業 工事ならびに業務の進捗状況について
4. 令和7年度「21世紀土地改良区創造運動」の活動報告について
5. 職員就業規程の一部改正について
6. 給与規程の一部改正について
7. 職員の再雇用に関する規程の一部改正について
8. 職員退職給与金支給規程の一部改正について
9. 土地改良施設管理規程の一部改正について
10. 保安規程の一部改正について
11. 会議室使用規程の一部改正について
12. 処務規程第15条に定める完結文書の取扱要領の一部改正について
13. 神安土地改良区洪水警戒体制要領の一部改正について
14. 防災計画の一部変更について

◎ 報告承認事項

1. 会計細則の一部改正について
2. 令和7年度一般会計第2次収支補正予算の理事会専決処分の承認について

◎ 審議事項

1. 定款の一部改正について
2. 総代選挙規程の一部改正について
3. 役員選挙規程の一部改正について
4. 神安土地改良区施設整備計画の変更について
5. 土地改良事業計画の一部変更について
6. 規約の一部改正について
7. 契約ならびに工事執行規程の一部改正について
8. 土地改良施設更新積立金の設置・管理および処分に関する規程の一部改正ならびに(附)土地改良施設更新積立計画の一部変更について
9. 令和7年度一般会計第3次収支補正予算(案)

〔令和8年度関係〕

1. 令和8年度一般会計収支予算(案)
2. 組合費賦課ならびに徴収について
3. 一時借入金借入について
4. 土地改良施設更新積立金の一部取崩しについて
5. 維持管理事業積立金の一部取崩しについて
6. 償還資金積立金の一部取崩しについて
7. 維持管理計画書の一部変更について
8. 令和8年度決済金決定について
9. 令和8年度「21世紀土地改良区創造運動」活動計画(案)



◇令和7年度 収支補正予算◇

令和7年度一般会計第2次および第3次収支補正予算は、補正部のみ計上で下記のとおりです。

一 般 会 計 第 2 次 補 正

(単位：円)

| 収 入 | | | | 支 出 | | | |
|-------|---------------|-------|---------------|-----------|---------------|-----------|---------------|
| 款 | 既定予算額 | 補 正 額 | 予算現額 | 款 | 既定予算額 | 補 正 額 | 予算現額 |
| 補正額なし | | | | 土地改良事業費支出 | 204,395,000 | 200,000 | 204,595,000 |
| | | | | 予 備 費 | 4,205,000 | △ 200,000 | 4,005,000 |
| 合 計 | 1,088,539,000 | 0 | 1,088,539,000 | 合 計 | 1,088,539,000 | 0 | 1,088,539,000 |

一 般 会 計 第 3 次 補 正

(単位：円)

| 収 入 | | | | 支 出 | | | |
|-------------|---------------|--------------|---------------|--------------------------|---------------|--------------|---------------|
| 款 | 既定予算額 | 補 正 額 | 予算現額 | 款 | 既定予算額 | 補 正 額 | 予算現額 |
| 土地改良事業収入 | 182,685,000 | △ 16,161,000 | 166,524,000 | 土地改良事業費支出 | 204,595,000 | 10,000,000 | 214,595,000 |
| 附 帯 事 業 収 入 | 248,313,000 | △ 671,000 | 247,642,000 | 一 般 管 理 費 支 出 | 257,890,000 | 9,193,000 | 267,083,000 |
| 特定資産運用収入 | 4,566,000 | 190,000 | 4,756,000 | 土 地 改 良 事 業 負 担 金 支 出 | 31,600,000 | △ 12,460,000 | 19,140,000 |
| 補 助 金 等 収 入 | 50,877,000 | △ 2,007,000 | 48,870,000 | 借 入 金 返 済 支 出 | 8,080,000 | △ 1,227,000 | 6,853,000 |
| 雑 収 入 | 988,000 | 146,000 | 1,134,000 | 支 払 利 息 | 379,000 | △ 173,000 | 206,000 |
| 借 入 金 収 入 | 23,000,000 | △ 17,200,000 | 5,800,000 | 固 定 資 産 取 得 支 出 | 565,922,000 | △ 41,987,000 | 523,935,000 |
| 特定資産取崩収入 | 531,551,000 | △ 2,780,000 | 528,771,000 | 特 定 資 産 積 立 支 出 | 13,857,000 | △ 1,842,000 | 12,015,000 |
| | | | | 予 備 費 | 4,005,000 | 13,000 | 4,018,000 |
| 合 計 | 1,088,539,000 | △ 38,483,000 | 1,050,056,000 | 合 計 | 1,088,539,000 | △ 38,483,000 | 1,050,056,000 |

(△は減額)

◇事業担当理事・監事合同現場視察◇

令和8年2月16日(月)事業担当理事および監事合同現場視察を実施しました。令和7年度の事業により施工した現場を視察しました。



玉島浄水機場改修工事



北川排水路護岸整備工事（第4工区）



幹線排水路整備（7）工事

◇ 令和7年度事業 主な工事・業務の概要について ◇

下記のとおり工事および業務を実施しました。関係地区の皆様には、ご協力をいただきありがとうございました。



| | 事業区分 | 工事又は業務名 | 工事又は履行場所 | 工事又は業務内容 |
|----|-----------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 1 | 国庫補助事業 | 立廻手水路転落防止柵設置工事 (第1工区) | 高槻市西面北1丁目ほか地内 | 転落防止柵工 L=250.0 m |
| 2 | | 北川排水路護岸整備工事 (第4工区) | 茨木市島4丁目ほか地内 | 張ブロック工 L=180.5m |
| 3 | | 唐崎排水路樋門設置工事 | 高槻市唐崎中4丁目地内 | 樋門設置 1門 |
| 4 | | 加円揚水機場整備工事 | 茨木市横江2丁目地内 | 操作盤電気機器更新 1式 |
| 5 | | 幹線用水路補修工事 (その1) | 高槻市大字唐崎ほか地内 | 目地工(成型ゴム) L=223.5m |
| 6 | | 目垣地区水路補修工事 | 茨木市目垣3丁目地内 | 目地工(変性ウレタン) 15箇所 |
| 7 | | 唐崎地区水路測量設計業務 | 高槻市大字唐崎ほか地内 | 水路測量・設計 1式 |
| 8 | 大阪府単独補助事業 | 下脇田2号樋門ほか1樋門電動化工事 | 茨木市目垣1丁目地内 | 巻揚機電動化 2門 |
| 9 | 神安単独事業 | 番田水路草刈工事 | 茨木市南目垣1丁目から高槻市芝生町1丁目地内 | 除草工 A=26,540㎡ |
| 10 | | 北川排水路ほか1水路草刈工事 | 茨木市宮島3丁目ほか地内 | 除草工 A=16,387㎡ |
| 11 | | 鳥飼三箇牧水路ほか4水路草刈工事 | 摂津市安威川南町・茨木市宮島2丁目ほか地内 | 除草工 A=38,296㎡ |
| 12 | | 幹線排水路ほか2水路草刈工事 | 大阪市東淀川区北江口1丁目から摂津市北別府町地内 | 除草工 A=30,471㎡ |
| 13 | | 幹線用水路草刈工事 | 高槻市唐崎ほか地内 | 除草工 A=5,819㎡ |
| 14 | | 玉島浄水機場改修工事 | 茨木市野々宮1丁目地内 | 受電設備兼操作盤設置 1式 |
| 15 | | 十丁畷せせらぎ水路棧橋修繕工事 (その2) | 茨木市桑田町地内 | 棧橋修繕工 1式 |
| 16 | | 柳川水路清掃工事 | 茨木市白川2丁目から高槻市川添1丁目地内 | 除草工ほか A=8,330㎡ |
| 17 | | 横江地区舗装復旧工事 | 茨木市横江2丁目地内 | 舗装打換工ほか A=15.6㎡ |
| 18 | | 明治7号樋門水密ゴム取替工事 | 高槻市唐崎南2丁目地内 | 水密ゴム取替 1式 |
| 19 | | 芝生大樋樋管部分調査業務 | 高槻市芝生町1丁目ほか地内 | 樋管調査 L=150.4m |
| 20 | | 十丁畷せせらぎ水路樹木剪定工事 | 茨木市平田台ほか地内 | 高木剪定 N=23本 低木剪定 A=754㎡ |

[工事実施状況]

《国庫補助事業》

【立縄手水路転落防止柵設置工事（第1工区）】

転落防止柵の高さが基準以下となっていたため、基準に適合する転落防止柵に取り替えました。

(施工前)



(施工後)



【北川排水路護岸整備工事（第4工区）】

張ブロックの崩落・損壊・はらみ出しにより、護岸機能が低下していたため基礎・張ブロック・天端をやり直し護岸機能の回復を図りました。

(施工前)



(施工後)



【唐崎排水路樋門設置工事】

木製堰板を廃止しステンレス製スライドゲートを新設することで、作業の効率化と省力化を図るとともに、農業従事者の高齢化を考慮し巻揚機はギアラック式としました。

(施工前)



(施工後)



【目垣地区水路補修工事】

経年劣化により目地の損傷が激しく、漏水や湧水が生じて農作業に支障を来していたため、目地充填工（変性ウレタン）と止水処理を施工し、漏水の防止と変形追従性を高めました。

（施工前）



（施工後）



《大阪府単独補助事業》

【下脇田2号樋門ほか1樋門電動化工事】

手動巻揚機を電動巻揚機に取り替えることにより、作業の効率化と省力化を図りました。

（堂面樋門施工前）



（堂面樋門施工後）



《神安単独事業》

【幹線用水路草刈工事】

堤防を除草し、水路機能の維持に努めました。

（施工前）



（施工後）



【玉島浄水機場改修工事】

建屋の取り壊しが決まっており、建屋内のポンプ操作盤付帯設備を移設する必要がありました。既設のポンプ操作盤付帯設備は老朽化が進んでいたため、取り壊しの影響範囲外に新設しました。

(施工前)



(施工後)



【十丁畷せせらぎ水路栈橋修繕工事(その2)】

下地材の腐食により床が抜け落ちる危険性があったため、令和6年度に鋼製の下地に取り替え今年度にウッドデッキ本体部分を新設しました。

(令和6年度 撤去中)



(令和6年度 下地材設置)



(令和7年度 施工中)



(令和7年度 施工後)



◇令和8年度 当初予算◇

☆ 令和8年度一般会計の予算は、次のとおりです。

【一般会計】

(単位:円)

| 収 入 | | 支 出 | |
|-----------|-------------|--------------|-------------|
| 款 | 予算額 | 款 | 予算額 |
| ①土地改良事業収入 | 186,857,000 | ①土地改良事業費支出 | 264,103,000 |
| ②附帯事業収入 | 249,232,000 | ②一般管理費支出 | 311,129,000 |
| ③基本財産運用収入 | 21,859,000 | ③土地改良事業負担金支出 | 39,001,000 |
| ④特定資産運用収入 | 2,410,000 | ④借入金返済支出 | 5,101,000 |
| ⑤補助金等収入 | 80,965,000 | ⑤支払利息 | 130,000 |
| ⑥交付金収入 | 16,200,000 | ⑥固定資産取得支出 | 42,180,000 |
| ⑦雑収入 | 669,000 | ⑦基本財産積立支出 | 5,899,000 |
| ⑧基本財産取崩収入 | 31,736,000 | ⑧特定資産積立支出 | 14,269,000 |
| ⑨特定資産取崩収入 | 91,913,000 | ⑨雑支出 | 1,000 |
| ⑩固定資産売却収入 | 12,000 | ⑩予備費 | 5,040,000 |
| ⑪繰越金 | 5,000,000 | | |
| 合計 | 686,853,000 | 合計 | 686,853,000 |

(1) 土地改良事業収入

賦課金(組合費等)・転用決済金・負担金(各市)収入であり、
職員人件費等の一般管理費支出や土地改良事業費支出に充当

(2) 附帯事業収入

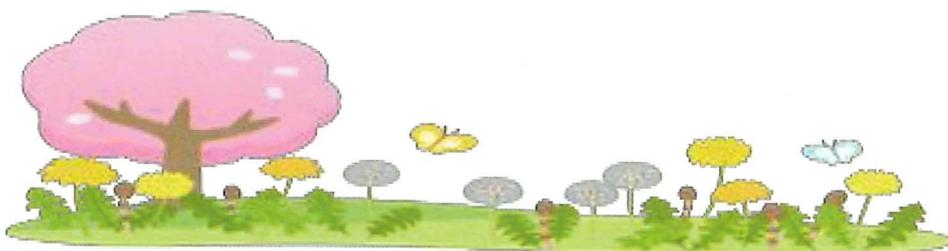
本区が管理している土地改良施設の他目的使用に伴う使用料等

(3) 土地改良事業費支出

維持管理事業・適正化事業・団体営事業等の土地改良事業に関する経費

(4) 一般管理費支出

事務費や事務所費といった組織運営のために要する経費



◇令和8年度 主な事業予定◇

本年度は下表のとおり事業を予定していますので、地域の皆様のご協力をお願いします。

○府営事業

| | 事業区分 | 事業名 | 事業場所 |
|---|--------|--------------|-------------------------|
| 1 | 国庫補助事業 | 幹線排水路整備（8）工事 | 幹線排水路（大阪市東淀川区相川三丁目ほか地内） |

○団体営事業

| | 事業区分 | 事業名 | 事業場所 |
|---|--------|------------------------|---------------|
| 1 | 国庫補助事業 | 北川排水路護岸整備工事（第5工区） | 茨木市島4丁目ほか地内 |
| 2 | | 立縄手水路転落防止柵設置工事（第2工区） | 高槻市西面北1丁目ほか地内 |
| 3 | | 三箇牧揚水機場堤外ゲート管理橋塗装工事 | 高槻市大字唐崎地内 |
| 4 | | 三島江柱本水路地区転倒ゲート電動化工事 | 高槻市三島江1丁目ほか地内 |
| 5 | | 目垣除塵機改修工事 | 茨木市南目垣3丁目ほか地内 |
| 6 | | 鳥飼南水路護岸ライニング工事（第8工区） | 摂津市鳥飼下3丁目地内 |
| 7 | | 西面西水路補修工事（第1工区） | 高槻市玉川4丁目ほか地内 |
| 8 | 神安単独事業 | 鳥飼南水路維持管理適正化事業申請資料作成業務 | 摂津市鳥飼下3丁目地内 |

用水供給業務に支障がない事業につきましては、順次事業を進めてまいります。また、その他の事業につきましては、農繁期終了後に取り掛かってまいります。



団1 北川排水路



団5 目垣除塵機



団3 三箇牧揚水機場堤外ゲート管理橋



団6 鳥飼南水路

◇土地改良区からのお願い◇

☆組合員資格得喪通知書の提出について

組合員の皆様が所有する農地に売買や名義変更等がありましたら、その都度「組合員資格得喪通知書」を本区へ提出していただく必要がありますので、ご協力をお願いします。

◎どのようなときに「組合員資格得喪通知書」を提出するのか？

1. 農地の売買があったとき
2. 農地を借りたとき、又は貸したとき
3. 名義を変更（相続、贈与、経営移譲等）したとき
4. 住所の変更や耕作者の移動等があったとき

◎手続きについて

土地改良区の組合員が、その資格にかかる土地の権利の全部又は一部について移動した場合は、土地改良区に資格得喪の届出が必要です。(土地改良法第44条)

本区としても知りうる限り対処しておりますが、届出がなければ組合員名義は変わらず、元の組合員に賦課金がかかります。

農業委員会等の名義を変更しても、土地改良区の名義が自動的に変更されることはありませんので、ご注意ください。

なお、詳細につきましては、本区総務課庶務係までお問い合わせ下さい。

☆公共事業による用地買収時にも、農地転用申請が必要です

都市計画道路の整備や、市道拡幅工事による用地買収につきましても、土地改良法第43条ならびに第44条の規定に基づき、土地改良区への届出と決済金の納付が義務付けられています。

組合員の皆さまには、決済金制度の趣旨をご理解いただき、本区への手続きをお願いします。

☆令和5年4月1日以降、金融機関から賦課金および使用料・決済金等を納入いただく際、振込手数料が必要となっています。

※手数料額は、銀行ごとに異なります。

なお、神安土地改良区の窓口で納入いただく場合、手数料は不要です。

《記 載 例》

組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第44条1項の規定により通知します。

令和 年 月 日 異動があった日以降、出来る限り速やかに提出してください。提出が遅れると、新旧組合員とも、不利益を被る場合があります。

これまで組合員であった方 → 現資格者
住所 茨木市双葉町 12-22
氏名 神 安 太 郎 (印)

新たに組合員となられる方 → 新資格者
住所 茨木市双葉町 12-22
氏名 神 安 一 郎 (印)

新たに組合員となられる方 → 生年月日 大正・昭和・平成・令和 △△年 △△月 △△日生
神安土地改良区理事長 小 西 要 様

記

1 資格得喪の対象たる土地 相続、贈与、売買や経営委譲、賃借者変更などにより改良区管内で農地の権利関係に移動があった土地

| 市 | 町 名 | 地 番 | 地 目 | 用 途 | 面積(m ²) | 備 考 |
|-----|-------|---------|-----|-----|---------------------|----------|
| 茨木市 | 双 葉 町 | 12-22-1 | 田 | 田 | 500 | |
| | 〃 | 12-22-2 | 田 | 田 | 500 | 〇〇氏へ使用賃借 |
| | | | | | | |

2 資格得喪の原因及びその時期
(1) 原因：相 続 其他 ()
(2) 時 期： 令和 年 月 日

◇令和8年度 組合費賦課について◇

賦課金は、土地改良法第36条及び本区定款第25条の規定により、組合員の皆様にご負担をお願いするものです。

1. 賦課金額

| | | | |
|------|-----|-------|-------|
| 用水地区 | 賦課金 | 1㎡につき | 3.54円 |
| 排水地区 | 賦課金 | 1㎡につき | 0.95円 |



地目が「田」であり、現況が土盛りされた「畑」の場合で、かつ農業委員会に届け出された農地については、本区専用用紙で届出いただくことにより、用水地区賦課金額の「2分の1」の金額となります。

なお、休耕田については、従来どおり賦課となりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 賦課金の徴収時期及び方法

- (1) 賦課基準日 令和8年4月1日
- (2) 賦課通知日 令和8年5月1日
- (3) 賦課徴収期限 令和8年5月31日
- (4) 賦課基準日後、新たに納付義務の発生したものに対しては、その発生の翌月から月割をもって賦課されます。
- (5) 賦課基準日後、納付義務の消滅したものに対しては、その年度の賦課金は全額徴収となります。
- (6) 賦課金の徴収にあたっては、個人徴収を除き、区域内の土地改良区及び実行組合に委任させていただきます。
- (7) 排水賦課金ならびに摂津市域における用水賦課金（摂津市在住で摂津市域に農地をお持ちの組合員に限る）については、組合員に代わり関係市にそれぞれご負担いただいています。

◇令和8年度 決済金について◇

組合員は、農地を宅地等に転用する場合、土地改良法第43条第2項の規定により、土地改良区の事業に関する権利義務に必要な決済をすることならびに第44条の規定により、その土地について、組合員の資格を喪失した旨を、土地改良区に通知する義務があります。

「決済」とは、土地改良施設の維持管理費相当額及び老朽化が進んでいる土地改良施設の更新に必要な事業費（本区負担分のみ）ならびに過去の土地改良施設改修工事等の際に、土地改良区が借り入れた日本政策金融公庫への返済について、残りの組合員に過度な負担がかからないように、農地を転用する組合員の方にご負担をいただくものです。

決済金の種類には、「土地改良施設更新費決済金」「維持管理費決済金」「未償還金決済金」があり、すべてについて決済する必要があります。

(単位：円/㎡)

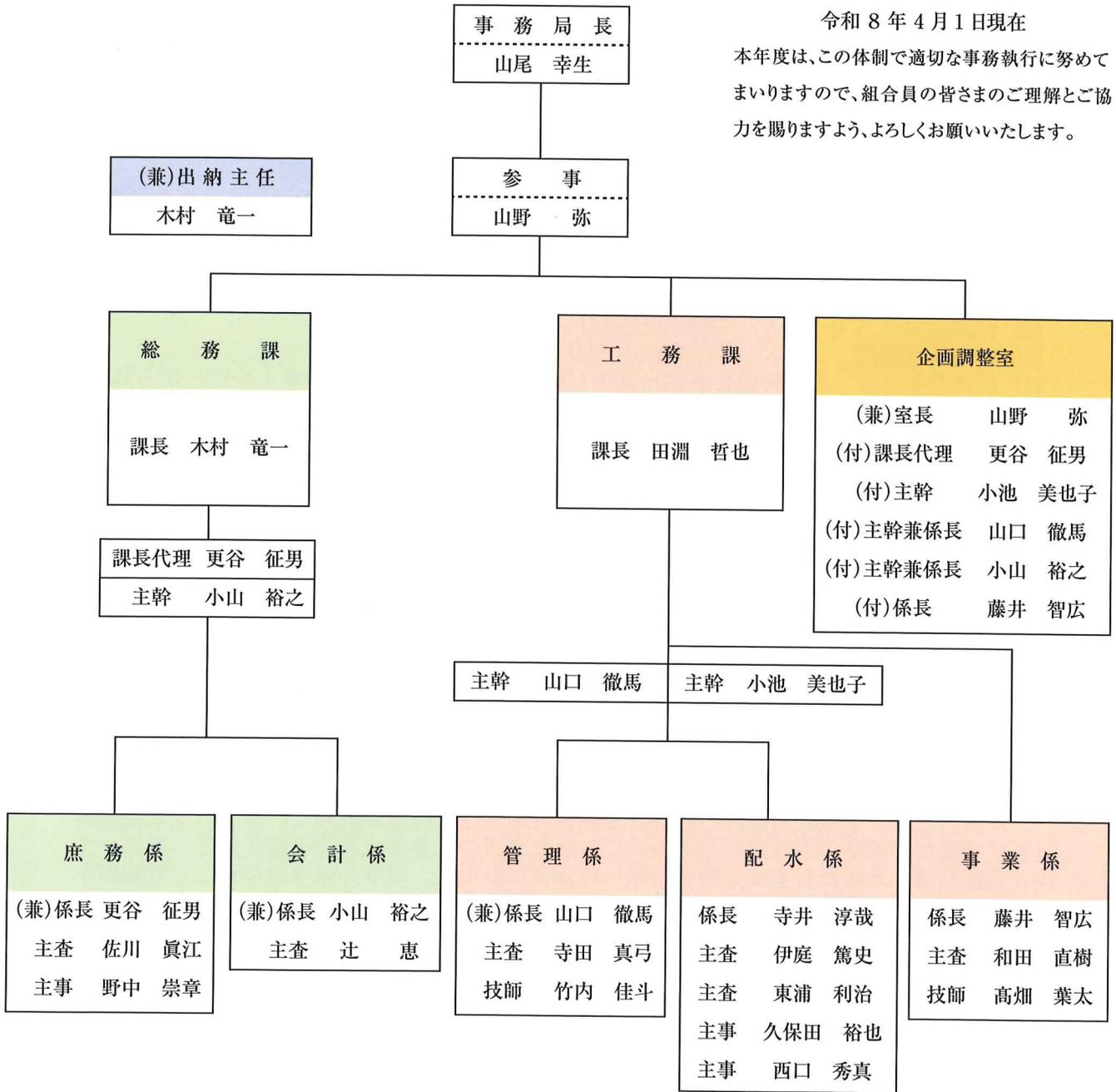
| 決済金の種類 | 用水区域 | 排水区域 | 用排水区域 |
|--------------|-------|------|-------|
| 土地改良施設更新費決済金 | 20.8 | 20.8 | 20.8 |
| 維持管理費決済金 | 416.1 | 30.9 | 447.0 |
| 未償還金決済金 | 0.8 | 0.8 | 0.8 |
| 合計 | 437.7 | 52.5 | 468.6 |

- ※ その他、市街化調整区域については、意見書発行手数料、一筆につき1,100円（税別）と、施設使用料（下水道完備区域は除く）として一時金225円/㎡（税別）がかかる場合があります。ただし、施設使用料については、4条申請に限り500㎡まで減免することができます。

公共用地（道路・公園等）として買収される農地についても決済が必要となります。ただし、本区地区内で実施される土地改良事業のために買収される農地については、手続きのうえ決済金は免除となります。

賦課金及び決済金について不明な点がございましたら、総務課庶務係までお問い合わせください。

◇令和8年度 事務局組織図◇



21世紀土地改良区創造運動活動

【令和7年度の活動】

「さつまいも畑」からはじまるグッドサークルプロジェクト

令和7年10月6日(月)、EXPO2025 大阪・関西万博にて高槻市立三箇牧小学校と連携しているさつまいも栽培についてステージ発表を行いました。



令和7年11月28日(金)、高槻市立三箇牧小学校1・2年生から地方独立行政法人天王寺動物園にさつまいもの蔓を引き渡しました。

令和8年1月21日(水)、天王寺動物園から堆肥を受け取りました。

緑化フェスタ

令和7年11月8日(土)、緑化フェスタを開催し、多くの方にご参加いただき大盛況となりました。



【令和8年度の21世紀土地改良区創造運動活動予定】

| 市名 | 開催月 | 活動内容 | 地区および場所 |
|--------|----------------------|----------------|-----------|
| 高槻市 | 三箇牧地区農空間保全協議会の活動への参画 | | |
| | 4月 | レンゲの里 | 三島江地区 |
| | 5月、11月 | 三島江地区花いっぱい運動 | |
| | 11月 | 幹線水路緑化フェスタ | 西面地区 |
| | 総合学習ほか | | |
| 5月～10月 | 米づくり体験、水辺の学習ほか | 高槻市立三箇牧小学校 | |
| 茨木市 | 6月、11月 | 十丁吸水路花壇の花の植え替え | 平田台・大同町地区 |

◇令和9年度職員募集について◇

本区では、次のとおり**正規職員を募集**します。

- 採用予定人数：2名
- 募集職種：事務職1名、送水業務従事者1名
 ※事務職1名については、引き継ぎのため臨時雇員（アルバイト）で
 令和8年10月1日から働ける方
- 正規採用年月日：令和9年4月1日
- 応募資格：①将来の中核職員育成を目的とした募集の為、
令和8年4月1日時点で年齢が
35歳以下の方を対象とします
 ②パソコン操作ができる方
 ③送水業務従事者については、普通自動車運転免許必須
- 受付期間：随時受付
 （採用者決定次第終了：終了の際は本区ホームページにてお知らせします）
- 応募方法：総務課庶務係までご連絡ください。